

社会福祉法人藤沢育成会 役員等報酬規程

(目的)

第1条 この規程は、社会福祉法人藤沢育成会（以下「当法人」という）定款第8条及び第21条の規定に基づき、役員（理事及び監事）および評議員の報酬等について必要なことを定める。

(評議員の報酬)

第2条 評議員の報酬は、別表1により支払う。

(理事長等の報酬)

第3条 理事長の報酬は、別表2による日額に勤務日数を乗じた額とする。

2 専務理事及び常務理事（以下「業務執行理事」という）の報酬は、別表3による日額に勤務日数を乗じた額とする。

3 理事の報酬は、別表4により支払う。

4 理事会に出席する理事長、業務執行理事には、理事会に係る報酬は支給しない。

(監事の報酬)

第4条 監事の報酬は、別表5により支払う。

(報酬の支払い方法)

第5条 理事長及び業務執行理事に対する報酬は、当月に出勤した日数分を月末に支払う。ただし、月末支払日が休日の場合は前日に支払う。

また、本人の同意があれば本人の指定する本人名義の金融機関の口座へ振込むことができる。

2 その他の理事、監事及び評議員に対する報酬は、理事会または評議員会その他法人運営のために出席した都度現金で支払う。

(旅費)

第6条 理事長及び業務執行理事に対する交通費として月額10,000円を支払う。支払いは第5条の報酬と合わせて行う。

(職員による理事長等の兼職)

第7条 当法人職員が理事長、専務理事または常務理事を兼務するときは、第3条第1項及び第2項の報酬並びに第6条の交通費は支給しない。

2 前項にある者には、職員給与とは別に役員報酬として月額20,000円を支払う。

3 当法人職員が理事を兼務するときは、第3条第3項にある報酬は支給しない。

(改廃)

第8条 この規程の改廃は、評議員会の決議を経て行う。

(補則)

第9条 この規程の施行に関して必要な事項は、理事会の決議を得て別に定めるものとする。

附則

この規程は、2017年4月1日から施行する。

この規程は、2018年3月24日から施行する。

(社会福祉法人藤沢育成会 役員等報酬規程)

別表1 評議員の報酬

評議員会への出席	日額	10,000円
法人運営のために出勤	日額	10,000円

別表2 理事長の報酬

法人運営のために出勤	日額	30,000円
------------	----	---------

別表3 業務執行理事の報酬

法人運営のために出勤	日額	25,000円
------------	----	---------

別表4 理事の報酬

理事会への出席	日額	10,000円
法人運営のために出勤	日額	10,000円

別表5 監事の報酬

理事会への出席	日額	10,000円
評議員選任・解任委員会への出席	日額	10,000円
監査の実施	日額	20,000円
法人の調査	日額	20,000円